

静岡県人事委員会は、職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月3日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1276

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-15）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給料月額) 第2条 (略)	(給料月額) 第2条 (略) <u>2 条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき給料月額とする。</u> (基礎在職期間) 第2条の2 (略) (1) (略) (2) 条例 <u>附則第24項</u> の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間 (3) 条例 <u>附則第25項</u> の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間 (4) 条例 <u>附則第26項</u> の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間

- (5) 条例附則第27項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間
- (6) 条例附則第31項の規定により第7条第5項第2号に規定する公庫等とみなされる財団法人2002年ワールドカップサッカー大会日本組織委員会の職員としての在職期間
- (7) 条例附則第33項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間
- (8)・(9) (略)

(調整月額に順位を付す方法等)

第2条の6 (略)

- (5) 条例附則第6項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間
- (6) 条例附則第10項の規定により第7条第5項第2号に規定する公庫等とみなされる財団法人2002年ワールドカップサッカー大会日本組織委員会の職員としての在職期間
- (7) 条例附則第11項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間
- (8)・(9) (略)

(調整月額に順位を付す方法等)

第2条の6 (略)

(退職手当の在職期間に係る高齢者部分休業期間の計算)

第2条の7 静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年静岡県条例第41号）第4条に規定するその勤務しなかつた期間（以下「高齢者部分休業期間」という。）及び次条に規定する高齢者部分休業期間を月数に換算する場合は、7時間45分をもつて1日とし、30日をもつて1月とする。この場合において、1月末満の端数があるときには、その端数は、切り捨てる。

(退職手当の調整額の算定対象から除外する高齢者部分休業期間)

第2条の8 退職した者の基礎在職期間中に高齢者部分休業期間が含まれる場合における条例第6条の4第1項の規定の適用については、その者が属していた職員の区分が同一である高齢者部分休業期間ごとにそれぞれその

(基本給月額に準ずる額)

第3条 (略)

(勧奨の記録の作成と保管)

第5条の2 条例第5条の5に規定する勧奨の記録（様式第1号の2。以下「退職勧奨の記録」という。）は、任命権者又はその委任を受けた者が作成する。

2・3 (略)

附 則

1 この規則は、昭和30年4月1日から適用する。ただし、条例附則第2項の規定による退職手当については、昭和30年3月31日から適用する。

2 平成13年1月1日から平成15年3月31日までの間に退職した者（その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）にあつては、別表第2号様式中「0.02」とあるのは、「0.03」とする。

3 条例附則第34項の人事委員会規則で定める機関とは、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）により設置された国立大学、国立短期大学及び国立養護学校をいう。

4 条例附則第34項の第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合に準ずる

勤務しなかつた高齢者部分休業期間の2分の1に相当する期間に相当する月数（当該相当する月数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）を当該高齢者部分休業期間の最初の月から順次に数えてその月数になるまでにある月を基礎在職期間から除く。

(基本給月額に準ずる額)

第3条 (略)

(勧奨の記録の作成と保管)

第5条の2 条例第5条の6に規定する勧奨の記録（様式第1号の2。以下「退職勧奨の記録」という。）は、任命権者又はその委任を受けた者が作成する。

2・3 (略)

附 則

1 この規則は、昭和30年4月1日から適用する。

2 条例附則第12項の人事委員会規則で定める機関とは、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）により設置された国立大学、国立短期大学及び国立養護学校をいう。

3 条例附則第12項の第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合に準ずる

場合として人事委員会規則で定める場合とは、条例第7条第5項に規定する事由によつて引き続いて職員以外の地方公務員等となり、かつ、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合をいう。

5 条例附則第35項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額は、第3条各号に規定する給料の月額とする。

6 (略)

場合として人事委員会規則で定める場合とは、条例第7条第5項に規定する事由によつて引き續いて職員以外の地方公務員等となり、かつ、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合をいう。

4 条例附則第13項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額は、第3条各号に規定する給料の月額とする。

5 (略)

6 条例第3条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者、同条第1項の規定に該当する者及び条例附則第20項各号に掲げる者を除く。）に対しては適用しない。

7 条例附則第21項の適用による退職日給料月額には、給与条例附則第16項等の規定による給料に関する規則（静岡県人事委員会規則7-1267）第1条に規定する管理監督職勤務上限年齢調整額を含むものとする。

8 条例附則第22項に規定する7割措置減額日において条例第5条の2第1項の理由により給料月額が減額されたことがある場合における条例附則第22項の規定の適用については、「当該7割措置減額日における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額」とあるのは、「当該7割措置減額日における当該理由による減額及び第5条の2第1項の理由による減額がされなかつたものとした場合のその者の給料月額」と読み替えるものとする。

9 条例附則第25項に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 条例附則第25項各号に掲げる者であつて、当該者の他の職への異動に伴つて退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同項各号に掲げる年齢を超える者

(2) その他人事委員会が前号に準ずると認められる者

10 条例附則第29項の人事委員会規則で定める者は、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて次の各号に掲げる者になるために退職し、かつ、当該各号に掲げるものとして在職した後に引き続いて再び職員となつたものとする。

(1) 国家公務員

(2) 静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年静岡県条例第59号）第12条第1号に規定する退職派遣者

(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員

(4) その他人事委員会が前各号に準ずると認める者

11 条例附則第29項に掲げる職員のうち、職員以外の地方公務員又は前項各号に掲げるものとして在職した期間において、職員であつたものとした場合に、給与条例附則第16項等の規定による給料に関する規則第10条に規定する仮定特定日がある者については、職員以外の地方公務員又は前項各号に掲げるものとしての在職期間において、引き続き職員であつたものとした場合に当該職員が受けこととなる給料月額に相当する額をその者が受けた給料月額とみなして、条例第5条の2又は条例附則第22項若しくは第23項の規定を適用する。

12 附則第8項又は前項の規定により退職手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる者の退職手当の基本額については、人事委員会の承認を得て、附則第8項又は前項の規定の例により必要な調整を行うことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。